

平成29・30年度競争入札申請書の記載事項に変更が生じた際は、変更届に下記の書類を添付して提出してください。

変更事項	添付書類	建設工事	測量コンサル	物品・役務
・商号又は名称	・登記事項証明書※注1 ・委任状又は使用印鑑届※注4	○	○	○
・代表者 職・氏名	・登記事項証明書※注2 ・委任状又は使用印鑑届※注4	○	○	○
・所在地又は住所	・登記事項証明書※注3 ・委任状又は使用印鑑届※注4	○	○	○
・電話・FAX	—	○	○	○
・資本金	・登記事項証明書	○	○	○
・実印	・印鑑証明書（原本） ・委任状又は使用印鑑届※注4	○	○	○
・使用印鑑	・使用印鑑届	○	○	○
・事業所の設立等	・全ての営業所一覧表 ・山形県の納税証明書※注5 ・「個人県民税」納税証明書※注6	○	○	○
・専任技術者	・専任技術者一覧表	○	○	—
・許可の更新 (工事：建設業許可の更新) (コンサル：登録事項の更新)	・建設業許可通知書（写）	○	—	—
	・登録更新申請書（写）	—	○	—
・総合評定値通知書の更新	・総合評定値通知書（写）	○	—	—
・事業の廃止・合併等	・事業の廃止届	○	○	○
・業種の追加・変更等	・許可書（写）	○	○	○
・委任事項※注7	・委任状	○	○	○

※添付する登記事項証明書は、**履歴事項全部証明書**を提出してください。（コピー可）

※委任状の提出部数は**1部（原本）**となります。

注1：個人の場合は不要です。

注2：個人の場合は、戸籍抄本と読み替えてください。

注3：個人の場合は、住民票又は戸籍附票と読み替えてください。

注4：申請時に委任状を提出した場合は「委任状」を、使用印鑑を届け出ている場合は「使用印鑑届」を提出してください。提出部数は**1部（原本）**です。ただし申請時に委任状又は使用印鑑届を提出していない場合は、提出不用です。

注5：山形県内に初めて事業所を新設した場合は提出してください。

注6：個人の方が山形県内に初めて事業所を新設したときは提出してください。

注7：受任者の商号・氏名・所在地・使用印鑑・電話・FAX等、委任状の内容に変更が生じた際は提出してください。

注8：郵送の場合、受領書が必要な方は返信用封筒に商号又は名称を記入し、82円切手を貼付してください。